

○熊本市政治倫理条例施行規則〔議会局議事課〕

平成2年12月1日

議会規則第1号

改正 平成14年9月27日議会規則第2号

平成24年6月19日議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求)

第2条 条例第6条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、調査請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

2 前項の調査請求は、条例の施行の日前になされた事案については、これを行うことができないものとする。

3 第1項の調査請求書に添付の疑義を証する資料は、条例第3条の政治倫理基準に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(平14議会規則2・平24議会規則3・一部改正)

(説明会)

第3条 議長は、条例第12条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 説明会においては、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

3 議員は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに議長に弁明書を提出するものとする。

4 前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 19 日議会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 2 条第 1 項後段及び別記様式の規定は、平成 24 年 9 月 1 日以後になされる調査の請求について適用する。

別記様式

(平 2 4 議会規則 3 ・ 全改)

別記様式

調 査 請 求 書

年 月 日

熊本市議会議長（宛）

請求者 住 所
(代表者) 氏 名 印

熊本市政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

1 違反するおそれがあると認められる者の氏名

2 違反の内容(1,000字以内)

3 違反の根拠 熊本市政治倫理条例第3条第 号

4 違反を証する資料

調査請求者署名簿 (区)

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印

(注) 1 氏名は、自署すること。

2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。

3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと。

4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと。

5 署名簿は、区ごとに作成すること。